

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	8月1日から7月31日まで	
定時株主総会	10月中	
基準日	7月31日	
剰余金の配当の基準日	1月31日、7月31日	
1単元の株式数	1,000株	
単元未満株式の買取り		
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	三井住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	三井住友信託銀行株式会社
取次所	—	
買取手数料	無料	
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載しております。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 <a href="http://www.shouken.co.jp">http://www.shouken.co.jp</a>	
株主に対する特典	毎年7月末現在における1,000株以上保有の株主に対し、「北海道の特産品（3,000円程度）」のお届けと「年賀状印刷の期間限定早期受付割引サービス」を実施しております。	

（注）1. 当社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる権利行使することができません。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
  - （4）株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利
2. 平成29年9月13日開催の取締役会において、平成29年11月1日より単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議しております。